

◎新潟県告示第90号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

川治急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市川治

3561番	1号
3561番地先水路敷	2号
3559番2	3号
3556番2	4号
3555番	5号
3519番1	6号
3519番2	7号
3530番	8号及び9号
3365番	10号
3363番	11号
3362番1	12号
3358番	13号
3360番3	14号
3560番4	15号及び16号